

第4章 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1> 大学全体

大学設置基準第19条第2項及び大学院設置基準第12条を踏まえ、「武蔵野美術大学学則」「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」「武蔵野美術大学大学院規則」によって定められている(資料4(2)-1、資料4(2)-2、資料4(2)-3)。

<2> 造形学部(通学課程)

「武蔵野美術大学学則」第2条第2項に定める区分(11学科)に基づき、教育課程は「武蔵野美術大学学則」第34条及び別表「教育課程」によって示されている(資料4(2)-1)。修業年限は「武蔵野美術大学学則」第9条によって、4年と定められている(資料4(2)-1)。

教育課程は、「文化総合科目」「造形専門科目(造形総合科目及び学科別科目)」「教職に関する科目」「博物館に関する科目」で構成されている。造形の各分野を専攻するにあたっては、総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ文化総合科目、造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために、自分の専攻とは異なった領域や他学科の開設する授業を学ぶ造形総合科目、個々の学科が独自に専門的能力を追求する学科別科目の三者をバランスよく統合したところに、真の造形教育が成立すると考えている。

文化総合科目は、造形の各分野を専攻するにあたって、その基盤をより豊かにするために、広く諸学問を学ぶ授業科目である。教養文化に関する科目、言語文化に関する科目、身体文化に関する科目、造形文化に関する科目という4つの科目群から構成されている。学生は、定められた条件のもと自由に科目を選択することができ、学生自身が自己の追求する専門領域の基盤を独自のかたちで構築することができる。開講される授業は、横断的な視点を取り入れたものや、段階を追ってテーマを深めていくものなど、より个性的に編成されている。また、既成の領域にとらわれない新しい分野をカバーする科目、国際化や高度情報化社会など、新たな社会システムに対応した科目が用意されていることは言うまでもない。

造形専門科目は、専門分野の深化とともに、他の分野にも広く目をひらき経験することによって、『造形』という領域を総合的にとらえる授業科目であり、造形総合科目と学科別科目で構成されている。

造形総合科目は、自らの専門分野だけでなく、造形の各分野を広く学ぶための授業科目であり、学科の枠を超えた幅広い交流が可能となる。専門分野の深化とともに、他の分野にも広く目を開き経験することによって、造形という領域を総合的に捉えることを目的と

する科目群である。すべての学生が、1年次前期から2年次前期にかけて、絵画・彫刻・デザインから専攻と異なった領域を学ぶI類必修科目、他学科・研究室が開設する授業を1年次の5期に履修するI類選択必修科目、年次を問わず各学科が公開する授業（オープン科目）や学科を越えて横断的に専任教員が開設する授業（横断科目）を卒業するまでに選択して履修するII類科目（うち2単位は選択必修）で構成されている。

学科別科目は、専攻する学科ごとに設置されている授業科目であり、それぞれの専門領域における理論的基礎の形成と表現の方法論の確立から、段階を追ってより専門的な領域へと進むよう編成されている。専門家として欠くことのできない専門的基礎理論・表現方法などの学習から、さらに高度の専門課程へと展開していく科目である。

こうした有機的な科目群の結びつきと展開性は、本学の教育の大きな特徴であり、伝統的に保持してきた教養あふれる豊かな人間性の確立を基盤としたところに優れた芸術が成立するという、教育の基本理念に基づくものである。また、大学設置基準の大綱化の趣旨を踏まえ、本学の教育理念である「人間的自由に達するために美術・デザインを追求すること」のさらなる実現を目指して進められたカリキュラム改革によって、2003（平成15）年度より実施された。

造形学部（通信教育課程）

「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第2条に定める区分（4学科）に基づき、教育課程は「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第10条及び別表「教育課程」によって示されている（資料4（2）-2）。修業年限は「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第3条によって、4年と定められている（資料4（2）-2）。

教育課程は「造形文化科目」「造形総合科目」「造形専門科目」「教職に関する科目」「博物館に関する科目」に大別され、その分類と単位数は以下とおりになっている。

- ・ 造形文化科目：広範囲な理論を学ぶ科目群（科目数：62、単位総計：134）
- ・ 造形総合科目：造形各分野の基本を網羅した科目群（科目数：66、単位総計：165）
- ・ 造形専門科目：学科・コースごとに専門性を深めていく科目群（科目数：65、単位総計：206）
- ・ 教職に関する科目：「美術」「工芸」「情報」の教員を養成する教職課程の科目群（科目数：22、単位総計43）
- ・ 博物館に関する科目：学芸員資格取得に必要な科目（科目数：8、単位数19）ただし、この授業科目の多くは芸術文化学科文化支援コースの造形専門科目である。

これらの科目の履修方法と単位は、造形文化科目50単位、造形総合科目24単位、造形専門科目24単位、これらを満たした上で、造形文化科目、造形総合科目、造形専門科目、教職に関する科目及び博物館に関する科目の中から26単位以上を修得すると定めている。

また、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第10条第2項で1年次及び2年次は総合課程とし、3年次及び4年次は専門課程と定めている（資料4（2）-2）。専門課程への進学に当たっては、「武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程」第13条に「（1）造形文化科目及び造形総合科目をそれぞれ20単位以上修得し、合わせて62単位以上修得していること（2）別に定める学科ごとに指定する授業科目を習得していること（3）2年以上在学していること」と定めている。（2）の指定授業科目は「造形基礎Ⅰ～Ⅳ」と学科・

コースごとに造形総合科目2科目である。

この教育編成は2005(平成17)年に次の4学科9コースで完成年度を迎え現在に至っている。油絵学科は絵画・日本画・版画の各コース、工芸工業デザイン学科は、生活環境デザイン・スペースデザインの各コース、芸術文化学科は造形研究・文化支援の各コース、デザイン情報学科はコミュニケーションデザイン・デザインシステムの各コースである。

〈3〉大学院造形研究科

「武蔵野美術大学大学院規則」第2条2項及び3項で、これを前期2年と後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を「修士課程」、後期3年の課程を「博士後期課程」として取り扱うと定めている(資料4(2)－3)。また、「武蔵野美術大学大学院規則」第3条に定める区分(1研究科)に基づき博士前期課程(修士課程)として2専攻、博士後期課程として1専攻を置くことが定められている(資料4(2)－3)。これらを基に、教育課程については、「武蔵野美術大学大学院規則」第9条及び別表1「博士前期課程(修士課程)授業科目及び単位数」、別表2「博士後期課程授業科目及び単位数」によって示されている(資料4(2)－3)。修業年数は、「武蔵野美術大学大学院規則」第5条によって、修士課程は2年、博士後期課程は3年と定められている(資料4(2)－3)。

修士課程には2専攻14コースが設置され、美術専攻には日本画、油絵、版画、彫刻、芸術文化政策、造形理論・美術史の6コースが、デザイン専攻には視覚伝達デザイン、工芸工業デザイン、空間演出デザイン、建築、基礎デザイン学、映像、写真、デザイン情報学の8コースが設けられている。博士後期課程には、1専攻3領域が設置され、造形芸術専攻には作品制作研究領域、環境形成研究領域、美術理論研究領域の3研究領域が設けられている。

教育課程の構造は、造形学部(通学課程)の教育体制を骨格として成立している。特に修士課程においては、造形学部(通学課程)を基礎とした各コースに関する授業科目が置かれ、造形学部の各学科・専攻の研究・制作をより専門的に深めるよう研究指導がなされている。また、博士後期課程においても造形学部から修士課程までの教育体制を一専攻に統合したものとして構想・設置されており、本学の有する全学的な資産を活用し、研究教育の指導が可能となっている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉大学全体

学生の順次的・体系的な履修への配慮を踏まえた教育課程や教育内容の適切性については、明確に示している。また、造形学部(通学課程)についてはカリキュラム委員会、造形学部(通信教育課程)については教務部会、博士後期課程については博士後期課程運営委員会を定期的で開催し、それぞれの議長の責任のもと、教育課程の適切性について検証している。

〈2〉造形学部（通学課程）

造形の各分野を専攻するにあたっては、総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ「文化総合科目」、造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために、自分の専攻とは異なった領域や他学科の開設する授業を学ぶ「造形総合科目」、個々の学科が独自に専門的能力を追求する「学科別科目」の三者をバランスよく統合したところに、真の造形教育が成立すると考えている。

文化総合科目と造形専門科目との関連については、造形文化に関する科目群が教養文化に関する科目群と造形専門科目をつなぐものとして位置づけられることによって、教育課程上の体系化が図られている。

これらは、『履修・学修ガイドブック』に明示されている（資料4(2)－4）。また WEB シラバスによって授業科目の詳細が明示され、教育課程に基づいた教育内容の適切性が示されている（資料4(2)－5）。

教育内容の適切性や履修方法についてはカリキュラム委員会で不断に議論され、全学研究会において現状の報告、将来への展望などが議論、検討されている。

造形学部（通信教育課程）

- ① 教育課程の編成・実施方針に基づき、学生の順次的・体系的な履修が可能になるように科目を編成するとともに、教育課程や教育内容の適切性を配布物や『シラバス』に明示している（資料4(2)－6）。配布物では、『入学案内』などの冊子で教育内容を記載し、入学後の履修については『履修登録の手引き』や『月刊誌『武蔵美通信』『学生ハンドブック』で適切な順次的・体系的履修ができるように案内をしている（資料4(2)－7、資料4(2)－8、資料4(2)－9、資料4(2)－10）。また、『シラバス』は冊子のほか通信教育課程 web サイト『開設科目』上でも開示し、広く教育内容を提供している（資料4(2)－11）。
- ② 教育課程の適切性を検証するにあたり、2013(平成25)年度より通信教育課程の教務部会を立ち上げ、特に総合課程についての検証を開始した。また、専門課程については各学科、各コース別にカリキュラム、授業科目を定期的に見直し、社会や芸術分野の変化に応じて内容の改善に取り組んでいる。

〈3〉大学院造形研究科

修士課程と博士後期課程では、専攻や専攻内のコース、領域の設定の仕方が異なっているが、博士後期課程における3研究領域には、学部や修士課程の専攻との関連性があり、作品制作研究領域は修士課程の日本画・油絵・版画・彫刻の各コースの分野、環境形成研究領域は修士課程の視覚伝達デザイン・工芸工業デザイン・空間演出デザイン・建築・基礎デザイン学・映像・写真・デザイン情報学の各コースの分野、美術理論研究領域は修士課程の造形理論美術史・芸術文化政策の各コースの分野を含むものとして構想されている。

このような修士課程と博士後期課程との関係について、博士後期課程の立場からは、「修士課程とは異なる研究領域の設定により、自らの専門性を再確認するとともに、各領域が相互にオーバーラップしていくことが期待」されるとして、その積極的な意義が『2010(平成22)年度大学院案内』に謳われている（資料4(2)－12 P1）。

授業科目の詳細はWEBシラバスによって明示され、教育課程に基づいた教育内容の適切性が示されている(資料4(2)-5)。また、博士後期課程については、博士後期課程運営委員会を月1回、定期的に開催し、教育課程の適切性を検証している。

2. 点検・評価

●基準4 (2) 教育課程・教育内容の充足状況

自己点検・評価の結果、別紙資料「大学評価における評価の視点・評価基準等」のとおり、同基準をおおむね充足している(資料4(2)-13 P7)。

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

造形学部の教育目的は、広く知識を授けるとともに専門に関わる高度な修練を行う点、またそれらの知識や技能を社会に生かす上で求められる人間形成を目指している点で、学校教育法第52条に定められた「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という規定に適ったものである。

造形学部の教育課程は、広く諸学問を学ぶ科目(通学課程:文化総合科目、通信教育課程:造形文化科目)、造形領域の中で個々の専門領域の基礎になる、あるいはそれらに共通する造形の視点を養う造形総合科目、個々の専門性に対応した高度な専門的知識・技能を培う科目(通学課程:学科別科目、通信教育課程:造形専門科目)を設け、それらを組み合わせて教育課程を構成している点で、大学設置基準第19条第11項に定められた「大学は、当該大学及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」という規定に適ったものといえる。

とりわけ、文化総合科目、造形文化科目及び造形総合科目の趣旨は、大学設置基準第19条第2項に定められた「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」という規定と合致するものである。

大学院造形研究科においては、学部、修士課程、博士後期課程が同じキャンパス内で運営され、教員組織もほぼ重なることから、学部から博士後期課程までの大学としての教育理念の一体性は、実質的に実現されていると考えることができる。

特に、修士課程における造形理論美術史コース、さらに博士後期課程における美術理論研究領域では、造形理論研究に関する専攻の比重が高められており、担当教員の一体性から、体系性と順次性と担保することができ、高度な研究能力の養成が期待される大学院の教育課程に適したものといえる。

②改善すべき事項

<1> 大学院造形研究科

第3期自己点検・評価報告で指摘のあった「修士課程と博士後期課程とにおける教育内

容の関係について、指導を担当する各教育単位で状況を把握し、それぞれの課程の目的の違いに応じたものとなっていることや、一つの研究科としての連続性が保たれていることを点検し、大学院教育に絞り込んだカリキュラムの検討の委員会等で適切なあり方について議論していくことが必要である」と述べられたことは、引き続き重要な改善課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

造形学部の教育目的と学校教育法第52条との合致については、学術の中心という立場、広い知識の教授、専門学芸の研究といった学校教育法第52条の要点を成す文言を学則第1条において取り入れ、標榜している点から明らかである。それを実践していくためには、本学として美術、デザイン及び建築という領域における学術の今日的な状況を把握するとともに、今後の動向についての展望を持ち、さらにその認識を学内で共有した上で、教育課程を編成し、具体的な教育内容につなげていくことが重要である。さらに、それを学生や学外に対して明示することが必要である。これら一連の考え方について、定期的に検証する必要があるが、本学は全学研修会等で確認を行う機会がある。今後もこのような検証を行う機会を増やしていきたい。

②改善すべき事項

<1> 大学院造形研究科

修士課程と博士後期課程とにおける教育内容の関係については、各教育単位による点検に留まることなく、システムを運営するという視点で、大学院造形研究科全体としての検討が、研究科委員会及び博士後期課程運営委員会の責任で鋭意進められる必要がある。研究科委員会の中に、カリキュラム検討とその運営を行なう小委員会を設け、具体的な問題の洗い出し及びその検証、解決を行い、実績を積み上げることが望まれる。

4. 根拠資料

4(2)-1 武蔵野美術大学学則

4(2)-2 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程

4(2)-3 武蔵野美術大学大学院規則

4(2)-4 2014(平成26)年度武蔵野美術大学履修・学修ガイドブック
P14 文化総合科目(各学科共通)、造形専門科目

4(2)-5 2014(平成26)年度武蔵野美術大学WEBシラバス:

<https://mau.musabi.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

4(2)-6 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学通信教育課程シラバス P8 教育課程

4(2)-7 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学通信教育課程入学案内

P6 教育課程

- 4(2)－8 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学通信教育課程履修登録の手引き
- 4(2)－9 武蔵野美術大学通信教育課程月刊誌『武蔵美通信』2014(平成26)年4月号
- 4(2)－10 2014(平成26)年度 武蔵野美術大学通信教育課程学生ハンドブック
P45 教育課程
- 4(2)－11 武蔵野美術大学通信教育課程 web サイト
(開設科目：<http://cc.musabi.ac.jp/about/web-syllabus>)
- 4(2)－12 武蔵野美術大学 2010(平成22)年度 大学院案内 P1
- 4(2)－13 2014(平成26)年度 大学評価における評価の視点・評価基準等 P7